姫路市コミュニティ・プラント等
運転管理業務委託共通仕様書

姫路市下水道管理センター

姫路市コミュニティ・プラント等運転管理業務委託共通仕様書

第１章　総則

（目的）

第１条　この仕様書は、姫路市が発注するコミュニティ・プラント、上菅処理場、城山浄化センター及びマンホール形式ポンプ場の運転操作及び保守点検等の業務の委託に係る仕様を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この共通仕様書において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　コミ・プラ等　別に定める業務委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）第１条で定める施設をいう。

⑵　監督員　監督員通知書で通知する姫路市職員をいう。

⑶　処理場　特記仕様書第１条で定めるコミュニティ・プラント、処理場及び浄化センターをいう。

⑷　水処理施設等　公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設をいう。

（対象施設）

第３条　委託業務の対象施設は、特記仕様書に示すとおりとする。

（委託業務）

第４条　委託業務の内容は、次のとおりとする。

⑴　運転操作監視業務

⑵　保守点検業務

⑶　水質試験業務

⑷　事務業務

⑸　その他の業務

２　前項の業務範囲及び内容については、第３章委託業務の内容に定める。

（法令等の遵守）

第５条　受託者は、コミュニティ・プラントにあっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）及びその他の関係法令を、上菅処理場及び城山浄化センターにあっては下水道法（昭和３３年法律第７９号）、水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）及びその他の関係法令を遵守するとともに、施設の機能を十分に達成できるよう誠実に委託業務を履行しなければならない。

第２章　業務体制

（委託業務の時間）

第６条　委託業務の遂行時間は、別紙１のとおりとする。

２　前項の規定にかかわらず、第１２条に定める緊急時の対応、その他必要があるときは、受託者は、監督員の指示に従って委託業務を行わなければならない。

３　前項の規定により、受託者は２４時間３６５日対応できる体制を整えなければならない。

（組織体制）

第７条　受託者は、良識的な判断の下、業務が円滑に実施できる体制を整えなければならない。

２　受託者は、従事者が業務に従事する場合、機敏な行動を心掛け、態度、言葉遣いに注意して対応するよう指導しなければならない。

３　従事者の服装は、作業に安全でかつ統一されたもので、胸には名札をつけるものとし、常に清潔に保つよう努めなければならない。

（業務従事者の要件）

第８条　委託業務に従事する者の要件は次のとおりとする。

⑴　総括責任者

次号の規定により選任された業務責任者のうち、水処理施設等の運転操作監視業務において３年以上従事した経験を有する者を１名選任しなければならない。

⑵　業務責任者

コミュニティ・プラントにおいては第１０条１項第１号、上菅処理場及び城山浄化センターにおいては第１０条１項第２号に定める資格を有する者を処理場ごとに１名選任しなければならない。

（責任者の職務）

第９条　総括責任者は、業務従事者を指揮監督するとともに、委託業務を適正かつ円滑に遂行しなければならない。

２　業務責任者は、第６条第１項に定める委託業務の遂行時間の間、処理場に常駐し、委託業務を適正かつ円滑に遂行しなければならない。

３　総括責任者又は業務責任者が不在の時は代理者を定め、前項の業務を遂行させなければならない。

（有資格者の配置）

第１０条　受託者は、業務従事者の中に、次に掲げる有資格者を配置しなければならない。

⑴　技術管理者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第２１条の規定に定める資格を有する者）を各コミュニティ・プラントに１名以上

⑵　下水道法第２２条第２項の規定に定める資格を有する者を上菅処理場、城山浄化センターに１名以上

⑶　酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）別表第１８第２５号の酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者）を１名以上

⑷　電気工事士（電気工事士法（昭和３５年法律第１３９号）第３条第１項又は第２項に規定する第一種又は第二種電気工事士である者）を１名以上

⑸　特定化学物質作業主任者（労働安全衛生法別表第１８第２０号に規定する特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者）を１名以上

⑹　その他業務遂行上必要とする法令等で定められた資格

２　前項第１号及び第２号の有資格者は、各処理場に第６条第１項で定める委託業務の遂行時間、常駐しなければならない。

（業務従事者の届出）

第１１条　総括責任者は、業務従事者の氏名・保有資格免許等について別紙３の「運転管理業務委託業務年間計画書作成要領」に基づき監督員に届け出なければならない。

２　前項の業務従事者を交替し、又は異動させる場合には、事前に監督員に届け出なければならない。

３　委託者は、業務の履行上著しく不適格と明らかに認められる業務従事者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合、受託者は、速やかに業務に支障のないよう必要な措置をとらなければならない。

（緊急時の対応）

第１２条　受託者は、大雨、台風、地震及びコミ・プラ等の故障等に備えて別紙４の「運転管理業務委託緊急時対応要領」に基づく必要な措置が講じられるよう、業務従事者の非常招集ができる体制を確立しておかなければならない。

２　受託者は、緊急時発生時には状況に応じ必要な人員を現場等に適切に配置しなければならない。

３　委託者は、災害の防止その他業務の遂行上、特に必要あると認められるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

（労働安全衛生）

第１３条　受託者は、労働安全衛生法、同施行令、同規則、その他の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めなければならない。

２　受託者は、業務履行に当たり電気、薬品類、有毒ガス、酸欠空気、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び作業員の配置割当を行い、危険防止に努めなければならない。

３　受託者は、安全対策に必要な器具を用意するものとする。

４　受託者は、委託者が別に発注した工事や点検等と作業場所が隣接し、又は交錯する場合には、常に相互協調して安全管理に支障を来さないように努めなければならない。

（教育及び訓練）

第１４条　受託者は、業務従事者に対して、必要な知識及び技能に関する教育を施し、技能等の向上を図らなければならない。

２　受託者は、業務従事者に対し、事故その他の災害時及び緊急時の対応について、指導及び訓練を行わなければならない。

第３章　委託業務の内容

第１節　運転操作監視業務

（運転操作監視業務の内容）

第１５条　主たる運転操作監視業務の内容は、以下のとおりとする。

⑴　コミ・プラ等の各種設備及び機器の運転操作及び制御

⑵　コミ・プラ等の各種設備及び機器の調整及び整備

⑶　処理場の監視室における運転状況の監視及び記録

⑷　コミ・プラ等の施設、設備及び機器の巡視及び記録

（運転操作）

第１６条　受託者は、各種機器の使用目的、機能及び水質試験結果を十分理解し、日常の業務に従事するとともに、適正な運転操作を行わなければならない。また、故障時及び事故時等においても適切な処置をとらなければならない。

２　受託者は、コミ・プラ等の施設及び設備の運転操作に当たっては、コミ・プラ等の施設及び設備の機能が発揮でき、かつ、過度な劣化が生じないよう適正に操作を行わなければならない。

３　受託者は、各機器が正常に動作するよう、各施設及び設備の調整及び整備を行わなければならない。新たに増設又は改造された施設及び設備等についても同様とする。

４　汚泥処理運転操作監視業務は、汚泥処理の管理不良によって放流水の水質を悪化させることのないよう処理場施設全体の運転管理を念頭に置き、適宜、汚泥処理を行うものとする。また、脱水汚泥の含水率が、85%以下となるよう、汚泥処理設備の運転操作を行わなければならない。

５　大雨、異常な水質の流入水等による処理水悪化が生じるおそれがある場合は、直ちに監督員に報告し、運転操作について協議を行うものとする。

（監視記録）

第１７条　受託者は、適正な運転を確保し、設備等の異常を早期に発見するため、監視室において必要な事項を監視し、記録しなければならない。

２　監視室のＰＣ帳票システムのデータについては、当日の運転状況から判断し、適正な数値であるかを確認しなければならない。

３　日報、月報及び年報データは、遅滞なく監督員の指定するデータファイルに入力するものとする。

４　前項のデータにおいて、報告後にデータを修正する必要が生じた場合には、監督員の承認を得た後に修正するものとする。

（巡視）

第１８条　コミプラ等の巡視は、以下の頻度で行うものとし、施設の運転状況等を確認し異常の早期発見に努めなければならない。

⑴　安志・長野地区コミュニティ・プラントを除く処理場においては別紙１の休日等以外毎日

⑵　安志・長野地区コミュニティ・プラントにおいては週１回以上

⑶　マンホール型式ポンプ場においては月２回以上

２　巡視により異常を発見した場合は、速やかに監督員へ報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、応急的な措置を講じ、その後、速やかに監督員へ報告し対応を協議するものとする。

第２節　保守点検業務

（保守点検業務の内容）

第１９条　主たる保守点検業務の内容は、以下のとおりとする。

⑴　処理場の施設、設備及び機器の日常・定期点検及び保守

⑵　マンホール形式ポンプ場等の施設、設備及び機器の定期点検及び保守

⑶　コミ・プラ等の設備及び機器の点検に伴う消耗品の交換

⑷　コミ・プラ等の施設、設備及び機器の故障警報・異常、災害発生時の臨時点検

⑸　コミ・プラ等の施設、設備及び機器の簡易修理、改良及び造作

（保守点検）

第２０条　受託者は、コミ・プラ等の設備等の正常な運転を確保し、事故等を未然に防止するとともに、各種機器の耐用年数を全うするため、次の事項について日常及び定期に保守点検を行わなければならない。

⑴　日常点検は機器及び設備の保全を主目的とし、目視、触感等感覚的な点検及び計器による点検を行い、

適宜調整及び記録を行うものとする。

⑵　定期点検は同条第３項に定める点検内容により適切な周期により点検及び記録を行い、監督員に報告するものとする。

⑶　各種機器が常に正常に作動するよう、調整、給油、消耗部品の交換、補充、塗装、清掃（機器、配管、池、槽等の清掃を含む。）等の整備を行うものとする。

２　日常点検は、別紙１に定める委託業務の遂行時間に従って行うものとする。

３　各設備の保守点検の内容及び点検頻度は、別紙５の「標準点検基準表」に基づき行うものとする。ただし、点検内容及び頻度の変更、定めのない機器の点検等については、監督員と協議の上行うものとする。

４　受託者は、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って保守点検業務を行わなければならない。

５　受託者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟知し保守点検業務に当たらなければならない。

６　受託者は、前２項に規定する事項を達成するため、業務に必要な機器の取扱説明書、施設の図面等を常に整理しなければならない。

７　有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して適切に行なわなければならない。

８　保守点検業務は、十分に安全対策を施し、複数人で行うものとする。

（臨時点検）

第２１条　受託者は、故障警報・異常、災害発生時等により機器及び設備の異常を検知した場合には、異常の状況を確認するため、臨時点検を実施しなければならない。

（軽易な修理、設備改良及び造作）

第２２条　受託者は、施設及び設備の点検により発見した不良箇所、又は事故・故障により発生した破損箇所のうち、現場で修理可能なものについては、適切に処置しなければならない。

２　受託者は、不備のある設備、安全対策用設備等のうち、軽易な設備改良及び造作について、本市と協議した上で処置しなければならない。

３　各種機器類の錆の発生防止及び美観のため、塗装の剥がれている部分及び錆の発生している箇所を、その機器等に適した塗料により塗装しなければならない。

４　前２項に規定する措置を行った場合において、本市が必要と認め指示したときは、現場状況を写真に記録し、説明図書を付して提出しなければならない。

５　修理等業務は、十分に安全対策を施し、複数人で行うものとする。

６　受託者において修理が不可能な場合は、速やかに監督員に報告を行い、故障等報告書（様式第１号）を作成し、対応について協議をするものとする。また、異常箇所の修理が完了した際は、遅滞無く監督員に報告するとともに修理完了報告書（様式第２号）を提出するものとする。

第３節　水質試験業務

（水質試験業務の内容）

第２３条　主たる水質試験業務の内容は、以下のとおりとする。

⑴　定期的な水質分析及び汚泥性状分析

⑵　異常時における水質分析及び汚泥性状分析

⑶　水質及び汚泥分析に係る採水作業

⑷　試験器具の洗浄

⑸　分析結果の記録及び報告

⑹　薬品の保管、管理

⑺　廃液の保管、管理及び処分

⑻　委託者が別に委託した水質分析業務に係る採水の立会い

２　定期的な水質分析及び汚泥性状分析の内容については、別紙２に示すとおりとする。

（水質分析及び汚泥性状分析）

第２４条　水質分析及び汚泥性状分析に当たっては、前条第２項に規定された項目について測定及び分析を行い、その結果を記録し、監督員に報告するものとする。

２　業務の履行に当たっては、必要とする関係法令、分析試験方法及びその他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って実施しなければならない。

３　委託者が運転管理上必要と認める事項については、試料の採取及び分析を行わなければならない。
４　水質測定機器は、随時点検及び調整を行わなければならない。
５　分析により発生する廃液は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき適切に保管、管理し適切に処分しなければならない。
６　分析に使用する薬品類の取扱いには十分注意し、台帳等による在庫管理、薬品庫の施錠等、厳重な管理を行い、盗難及び紛失等の防止を図らなければならない。
７　常に分析室及び器具等の清掃を心掛け、整理整頓に努めなければならない。

第４節　事務業務

（事務業務の内容）

第２５条　主な事務業務の内容は、以下のとおりとする。
⑴　委託者との業務打ち合わせ、報告
⑵　日誌、日報、月報、年報及び運転記録の整理、文書の作成
⑶　事務室内の整理整頓

（業務年間計画書等）

第２６条　総括責任者は、委託業務を履行するに当たっては、契約後遅滞なく業務着手届及び別紙３の「運転管理業務年間計画書作成要領」に基づき関係書類を監督員に提出しなければならない。
２　総括責任者は、毎月２５日までに翌月の月間業務計画書を監督員に提出しなければならない。
３　前項の月間業務計画書を変更する場合は、事前に変更計画書を監督員に提出しなければならない。
４　総括責任者は、運転管理業務年間計画書作成要領第４条に定める年間予定表に実施状況を追記した、業務年間報告書を作成し、業務契約期間終了後、遅滞なく監督員に提出しなければならない。
５　監督員は、提出された書類について必要と認める場合には、その内容の修正を求めることができるものとする。

（月報等）

第２７条　総括責任者は、次の書類を監督員に提出し、業務完了確認を受けなければならない。
⑴　運転日報、運転月報及び年報
⑵　日常点検記録、定期点検記録
⑶　水質試験月報
⑷　業務月間報告書
⑸　汚濁負荷量月報告様式
⑹　支給品使用状況
⑺　委託業務完了報告書
⑻　その他監督員の指示するもの
２　総括責任者は、前項第１号から第７号までの書類は翌月１０日までに、前項第８号の書類は監督員の指示に従い随時提出しなければならない。

第５節　その他の業務

（その他の業務の範囲）

第２８条　その他の業務の内容は、次の各号に掲げる事項で定めるとおりとする。
⑴　脱水汚泥、沈砂、し渣等及び廃棄物（以下「廃棄物等」という。）の搬出準備、場外搬出時の立会い及び積込み作業
⑵　コミ・プラ等の施設内の清掃並びに周辺及び施設内の植栽等の剪定及び草刈り
⑶　マンホール形式ポンプ場槽内の簡易な清掃
⑷　コミ・プラ等施設の開錠及び施錠の確認
⑸　コミ・プラ等施設の火災予防
⑹　委託者が行う工事及び保守点検等の立会い及び作業補助
⑺　コミ・プラ等の見学者対応への協力及び安全管理
⑻　その他コミ・プラ等の適正な運営及び管理に関し必要と認められる業務

（その他の業務の内容）

第２９条　廃棄物等の搬出準備に当たっては、監督員の指示により所定の場所にそれらを集積するものとす

る。また、廃棄物等の場外搬出時の立会い及び作業補助に当たっては、事故等がないよう細心の注意を払い、運搬者に対し適切な誘導等を行わなければならない。
２　コミ・プラ等の施設内の清掃については、コミ・プラ等の快適な作業環境づくり及び美化のため随時行わなければならない。
３　コミ・プラ等の周辺及び施設内の植栽等の剪定及び草刈りについては、維持管理上支障のないよう随時行わなければならない。
４　マンホール形式ポンプ場槽内の簡易な清掃に当たっては、除塵、除砂及びスカム除去等を年１回以上行わなければならない。
５　コミ・プラ等施設の開錠及び施錠に当たっては、厳重に管理し、現場における設備機器、備品工具等の盗難及び不法侵入者の防止に努めなければならない。
６　受託者は、施設の火災を未然に防止するため、各所ごとに火元責任者を選任し、火気の正確な取扱い及び後始末を行い、火災を防止しなければならない。
７　工事及び保守点検等の立会い及び作業補助については、監督員の指示により適宜行うものとする。
８　コミプラ等の見学者対応に当たっては、場内の案内に協力し、また、案内通路の安全確保に努めなければならない。
９　その他コミ・プラ等の運営管理に当たり、必要と認められた業務が生じた場合には、委託者及び受託者が協議の上定めるものとする。

第４章　雑則

（施設の使用）
第３０条　業務の遂行上必要な施設は委託者の業務に支障のない範囲において、無償で受託者に使用させるものとする。
２　受託者の責めにより、施設を損傷させた場合は、受託者の負担により原状に復旧し、又は弁償しなければならない。
３　施設の清掃等、使用上の管理に係る費用は、受託者の負担とする。

（物品及び経費の負担区分）
第３１条　委託業務の履行に必要な経費のうち次に掲げるものは委託者が負担する。
⑴　水処理用薬品
⑵　汚泥処理用薬品
⑶　脱臭装置用活性炭
⑷　処理水滅菌用薬品
⑸　水質試験用薬品
⑹　非常用自家発電機用燃料
⑺　草刈機用燃料
⑻　オイル及びグリス等
⑼　工作に必要な鋼材、木材、配管及び補助材
⑽　機器類の消耗部品
⑾　水質試験用機器及び消耗品
⑿　補修に必要な部材及び塗料等
⒀　光熱水費(電気、ガス、水道)
⒁　電話料金
⒂　特殊機器（電気工作物、消防設備等）の定期点検及び検査費用
⒃　その他委託者が必要とするもの
２　受託者は、前項の第１号から第１４号までの使用に当たっては、節約等により経費の節減に努めなければならない。
３　第１項に掲げるもの以外の経費は、受託者が負担する。
４　受託者が調達する車両及び物品は、次のとおりとする。
⑴　連絡用自動車
⑵　日常使う家具類、備品及び消耗品類
⑶　酸素濃度及び硫化水素濃度測定装置

⑷　業務の遂行に必要な前号以外のすべての安全対策器具類
⑸　その他業務の遂行上必要な物品
５　マンホール形式ポンプ場の点検等、道路使用許可の必要な作業においては、その申請及び交通誘導員の手配等、一連の行為に係る一切の経費は、受託者の負担とする。
（物品の管理）
第３２条　受託者は、前条第１項第１号から第１２号までに掲げる物品（以下「支給物品」という。）の入出庫を、支給物品台帳にて管理し、使途を明確にしておかなければならない。
２　支給物品の管理は、以下のとおりとする。
⑴　薬品等は、品質等が劣化しないように管理するとともに、薬品により施設の劣化及び損傷が生じないよう留意して管理しなければならない。
⑵　常に物品の在庫を把握し、在庫不足による運転管理業務に影響を与えることがないように努めなければならない。
⑶　各機器に使用するオイル、グリス及び消耗品については、原則として各機器の取扱説明書によるものとする。
⑷　物品の入出庫の記録は、月報提出時に監督員に報告するものとする。
⑸　コミ・プラ等の場内に保管する支給物品については、常に整理し、美観及び衛生を保つ等適正な管理に努めなければならない。
（機器備品等の使用）
第３３条　委託業務の遂行上必要な機器備品、工具、完成図書及び鍵等（以下「機器備品等」という。）は、委託者の業務に支障のない範囲において、無償で受託者に使用させるものとする。
２　前項の規定に基づき受託者が物品等を使用する場合には、委託者の許可を得なければならない。
３　受託者は、業務が完了した場合又は契約が解除された場合には、機器備品等を直ちに、委託者に返還しなければならない。業務内容の変更等により不要になったときも同様とする。
４　受託者は、自己の故意又は過失により機器備品等が滅失し、若しくは損傷し、又はその返還が不可能になったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め若しくは原状に復旧し、又は損害を賠償しなければならない。
（受託者による効率化方策の提案）
第３４条　総括責任者は、コミ・プラ等の効率的管理及びユーティリティの削減に対しての方策に関し、監督員に提案することができるものとする。
２　前項により、提案がなされた場合には、監督員は総括責任者と打合せの機会を設け、必要に応じ運転管理についての方針に反映するものとする。
（緊急時の処置）
第３５条　別紙４の「運転管理業務委託緊急時対応要領」に定める事態が発生した場合には、受託者は監督員の指示に従って業務を遂行しなければならない。
（業務完了後の措置）
第３６条　受託者は、業務完了した場合には、使用を許可された施設、支給物品及び機器備品等について、委託者の職員立会いのもとに、速やかに原状に復旧して返却しなければならない。
２　受託者は、次の受託者が業務を支障なく遂行できるよう、必要な措置を取らなければならない。
（前の受託者からの引継ぎ）
第３７条　受託者は、業務準備期間中、自らの責任において前の受託者からの引継ぎを受け、正常な運転管理を継続させなければならない。
（次の受託者への引継ぎ）
第３８条　受託者は、本業務委託が終了するまでに委託者と協議して期間を定め、コミ・プラ等に係るすべての事項について次の受託者に引継ぎを行わなければならない。
２　引継ぎは、監督員立会いの下受託者と次の受託者間で行い、引継確認書を委託者に提出するものとする。
３　受託者は受託期間を通じて業務引継書を作成するものとする。業務引継書は、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の受託者が把握できるような以下の項目の内容とする。
⑴　通常運転時の機能の発揮状況
⑵　各機械の振動、異音等の状態
⑶　計装設備の調節状況

⑷　コミ・プラ等の特有の運転方法
⑸　台風、大雨、停電、地震時の対応内容
⑹　その他留意事項

４　受託者は、業務引継書を次の受託者へ引継ぐものとする。
　なお、この業務引継書に記載された内容について次の受託者から説明等の申出があった場合には、受託者は誠意をもって対応しなければならない。

（その他の事項）

第３９条　本業務委託に伴って得られる全ての資料等は委託者に帰属させるものとし、委託者の許可なく公表してはならない。

２　本仕様書及び特記仕様書に明記されていない事項であっても、運転管理上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

（疑義等）

第４０条　この共通仕様書に疑義が生じた場合は、委託者、受託者両者協議の上、定めるものとする。

別紙１(第６条、第２０条関係)

委託業務の遂行時間

１　処理場

⑴　保守点検、運転操作監視及び水質試験業務は、原則として土、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第２条に定める祝日及び同条第２項、第３項に規定する休日（以下「祝日」という。）並びに１２月２９日から翌年1月３日まで（以下これらを「休日等」という。）を除く８時３５分から１７時２０分までの間行うものとするが、安志・長野地区コミュニティ・プラントの保守点検、運転操作監視及び水質試験業務は、原則として、年間を通じて週１回以上、８時３５分から１７時２０分まで行うものとする。ただし、汚泥処理運転操作監視業務については、この限りではない。

⑵　４日以上連続して休日等となる場合は、あらかじめ監督員と協議の上、勤務体制を整えなければならない。

２　マンホール形式ポンプ場

⑴　保守点検業務は、月２回以上、８時３５分から１７時２０分までの間に行うものとする。

⑵　その他の業務随時

別紙２（第２３条関係）

○　毎日１回行うものとする。（休日等を除く。）
●　週１回行うものとする。
◎　都度行うものとする。

水質分析及び汚泥性状分析内容

検体 項目	流入下水 （沈砂池）	曝気槽 混合水 （曝気槽）	曝気槽 流出水 （沈殿槽）	処理水 （終沈出口）	放流水 （塩素混和池出口）	脱水汚泥	備考
水温	○	○					
外観	○	○			○		
臭気	○				○		嗅覚により行う
透視度	○			○			透視度計により行う
ｐＨ	○	○			○		
NH_3－Ｎ			●				簡易試験キットにより行う
NO_2－Ｎ			●				簡易試験キットにより行う
NO_3－Ｎ			●				簡易試験キットにより行う
残留塩素					●		ＤＰＤ法により行う
遊離残留塩素					●		ＤＰＤ法により行う
ＳＶ		○					
ＭＬＳＳ		○					ＭＬＳＳ計により行う
含水率						◎	水分計により行う

※安志・長野地区コミュニティ・プラントは、含水率（脱水汚泥）を除くすべての項目を週１回とする。